

琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻紀要投稿要領

平成28年11月16日
制 定

琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻紀要（以下「紀要」という。）の投稿に当たっては、この要領によるものとする。

1. 紀要原稿については、毎年10月の最初の金曜日の17時を提出期限とし、教育学部事務室の定められた場所に提出する。ただし、提出期限が自宅待機日又は入校禁止となった場合、提出期限から1週間以内に解除される見通しがある場合には、解除後の直近の業務日まで提出期限を延長する。解除の見通しが立たない場合には、提出期限までに投稿の意思を編集委員会宛に電子メールで連絡し、編集委員会から指示を受けるものとする。なお、紀要原稿は、提出期限の1週間前から受け付ける。
2. 紀要原稿は、必要事項を記入した「琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻紀要申込書」を貼付した角形2号封筒に、紙媒体に印刷出力したもの及びUSBフラッシュメモリ等に保存したデジタルファイルを併せて入れて提出する。
3. 論文等は、Microsoft Word 又は Adobe Acrobat Reader で開くことのできるファイル形式（.docx, .doc, .pdf 等）で提出する。論文等の体裁は別に示す「原稿テンプレート」に従って作成する。
4. 紀要原稿の作成に際しては、次に掲げる事項に従うものとする。
 - (1) 原稿の書式は、A4サイズ横書き1段組（46字／行×42行）とする。
 - (2) 投稿可能な原稿枚数は、単著・共著を問わず、A4サイズ12枚（図・表・写真・注などを含む。）を原則とする。他の書式や外国語で作成した論文等もこれに準ずるものとする。
 - (3) 論文の文献の記載方法は、著者名・発行年方式とする。また、文献一覧については、原則として「社会学評論スタイルガイド（日本社会学会）」の最新版を準用して記載するものとする。
 - (4) 紀要の印刷は、白黒の通常印刷用紙を原則とするが、図や写真等に限り、上質の用紙への印刷及びカラー印刷にすることができる。
 - (5) 上質の用紙への印刷及びカラー印刷の場合は、編集委員会及び教育学研究科高度教職実践専攻会議（以下「専攻会議」という。）が特に認めた場合を除き、当該論文等

の投稿責任者が通常印刷との差額分を全額負担するものとする。

5. 執筆者は、日本学術会議声明「科学者の行動規範について」に策定されている「科学者の行動規範」を遵守しなければならない。これに関連し、原稿に使用したデータ・事例等については、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記し、本文の記述に関しては人権に配慮するとともにプライバシーの侵害がないよう注意すること。また、研究によっては、倫理審査委員会等の審査を受けること。
6. 論文等の投稿をもってすべての執筆者が、琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻紀要規程（以下、「紀要規程」という。）及びこの要領に記載されている事項に同意したものとみなす。
7. 紀要の投稿に係る経費の負担については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 執筆者（共著の場合は、第1著者をいう。以下同じ。）が、紀要規程第6条第1項第1号に掲げる者、同項第2号に掲げる者のうち在學生と教職大学院修了次年度までの者及び同項第5号に掲げる者のうち琉球大学教育学部専任教員である場合にあっては、刷り上がりページにおいて12ページまでを無料とし、13ページ目以降については1ページにつき1,000円を徴収する。
 - (2) 執筆者が前号以外の者である場合にあっては、刷り上がりページにおいて、1ページにつき1,000円を徴収する。
8. この要領の改廃は、専攻会議の議を経て専攻長が行う。

附 則

この要領は、平成28年11月16日から実施する。

附 則（平成29年7月19日）

この要領は、平成29年7月19日から実施する。

附 則（令和2年7月1日）

この要領は、令和2年7月1日から実施する。

附 則（令和4年7月13日）

この要領は、令和4年7月13日から実施する。

附 則（令和6年7月3日）

この要領は、令和6年7月3日から実施する。